第二千六百二十五号

平成十八年

同法第十条第二項の規定による公告..... 平成十七年青森県商品流通調査の実施...... 右 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 青森県県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規 青森県県営林請負取扱規程の一部を改正する規程...... 結核予防法による医療機関の指定..... 字区域の変更...... 告 目 公 同 告 示 次 (保健衛生課) (統計分析課) 文県 林 振市 化生 同 政 同 興町 課 課活 課村 _ : : : : : : 껃 껃 Ħ. 껃

毒物劇物取扱者試験の施行..

土地区画整理組合の事業計画変更の認可. 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表..

(障害福祉課) (医療薬務課) : Ħ.

:

右 〇二 一 一

点

右 〇二 一二

点

(都市計画課)

:

右一〇二

_ =

点

示

青森県告示第四百八号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、十

和田市長から十和田市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、 第二項の規定により告示する

同条

平成十八年五月十日

青森県知事

Ξ

申

吾

黄瀬に編入する。 を順次連結する線及び左一〇七の点と左一〇七 一の点を結ぶ線で囲まれる区域を字 右一〇二 八の点から貸二の点までの点を順次連結する線及び貸三= 右一〇二 八の 示 (平成十四年告示第九号) で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の貸三= 点と貸二の点を結ぶ線で囲まれる区域、左一○七の点から左一○七○一の点までの点 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告 十和田市大字奥瀬字尻辺山国有林六七林班いュ小班、 小班、 口小班で、 測量法

(尻辺山国有林六七林班い゜小班)

貸三=右一〇二 八 点 X 座標 Y 座標 + 五五八二八・四三メートル + 七八七四・七〇メートル

右 〇二 一〇 右一〇二 九 点 X 座標 Y 座標 + 五五八四八・五一メートル

点 X 座標 + 五五八五五・〇六メートル 七八九六・八九メートル

X座標 Y座標 + 五五八六七・四四メートル 七九〇九・九〇メートル

X 座標 Y座標 + 五五八七六・〇〇メートル 七九〇九・七八メートル

Y 座標 七九一三・五九メートル

X座標 + 五五八八四・九六メートル

X座標 Y 座標 + 五五八八三・四〇メートル 七九二四・九六メートル

X 座標 Y座標 五五八八〇・〇四メートル 七九四四・六九メートル

Y 座標 X座標 Y 座標 + 五五八八五・八一メートル 七九六七・五〇メートル 七九五八・七二メートル

右一〇二 一六

点

右一〇二

— 五

点

右 〇二

兀

点

標 + 五五九四二・六六メートル	点 X座標	左一〇七一〇	+ 五五八二三・七四メートル	点 X座標	左一〇七
標 + 七九七二・五七メートル	Y 座標			小班)	(尻辺山国有林六七林班い5
標・五五九四四・九九メートル	点 X座標	左一〇七 一一	+ 七八六七・九三メートル	Y 座 標	
	小班)	(尻辺山国有林六七林班い5	+ 五五八四五・八五メートル	点 X座標	貸二一
標 + 八〇三〇・一一メートル	Y 座標		+ 七八六一・二六メートル	Y 座 標	
標(+五五九四三・四二メートル)	点 X座標	左一〇七一二	+ 五五八四四・〇二メートル	点 X座標	貸一
標 + 八〇三〇・〇六メートル	Y 座標		+ 七八七五・四五メートル	Y 座 標	
標・五五九四〇・七四メートル	点 X座標	左一一七補一	+ 五五八五一・八〇メートル	点 X座標	右一〇九
標 + 八〇二五・四三メートル	Y座標		+ 七八九二・二六メートル	Y 座 標	
標・五五九三八・八四メートル	点 X座標	左二七	+ 五五八六七・七八メートル	点 X座標	右二〇
標 + 八〇一七・七五メートル	Y 座標		+ 七八九九・三三メートル	Y 座 標	
標・五五九三八・四六メートル	点 X座標	左一六	+ 五五八九一・八一メートル	点 X座標	右一一一
	班)	(尻辺山国有林六七林班口小	+ 七九〇五・〇九メートル	Y 座 標	
標 + 七九八九・二九メートル	Y 座標		+ 五五八九八・一七メートル	点 X座標	右一二二
標・五五九四一・五二メートル	点 X座標	左二五	+ 七九三七・一四メートル	Y 座 標	
標 + 七九八〇・八五メートル	Y 座標		+ 五五九〇九・一四メートル	点 X座標	右一二三
標・五五九四〇・四六メートル	点 X座標	左一一四イ	+ 七九七五・八五メートル	Y 座標	
標 + 七九七二・三六メートル	Y 座標		+ 五五九三三・七三メートル	点 X座標	右二四
標 + 五五九三八・〇七メートル	点 X座標	左一四	+ 七九八八・三八メートル	Y 座 標	
標 + 七九三四・三〇メートル	Y 座標		+ 五五九三四・五九メートル	点 X座標	右二五五
標・五五九一四・五八メートル	点 X座標	左一二三	+ 八〇一三・〇三メートル	Y 座 標	
標 + 七九〇〇・一二メートル	Y 座標		+ 五五九二九・三七メートル	点 X座標	右一一六
標 + 五五九〇四・四八メートル	点 X座標	左 二	+ 八〇二九・八五メートル	Y 座 標	
標 + 七八九二・三一メートル	Y 座標		+ 五五九二九・四三メートル	点 X座標	右二一七
標 + 五五八九四・六三メートル	点 X座標	左 — —	+ 八〇二九・八〇メートル	Y 座 標	
標 + 七八八六・〇七メートル	Y 座標		+ 五五九二六・八八メートル	点 X座標	右一〇二 二〇
標・五五八七〇・四一メートル	点 X座標	左二〇	+ 八〇〇一・三二メートル	Y 座 標	
標 + 七八七二・一三メートル	Y 座標		+ 五五九二九・九九メートル	点 X座標	右一〇二 一九
+ 五五八五七・三八	点 X座標	左一〇九	+ 七九九四・六六メートル	Y 座 標	
標 + 七八三三・五八メートル	Y 座標		+ 五五九二二・六六メートル	点 X座標	右一〇二一八
標 + 五五八四一・四六メートル	点 X座標	左〇八	+ 七九七三・五二メートル	Y 座標	
標 + 七八一九・六五メートル	Y 座 標		+ 五五八九八・五二メートル	点 X座標	右一〇二一一七

+ 五八六九六・五九メートル + - 100九・- 0メートル +五八七一二・二三メートル + | 二〇〇九・八七メートル + 五八七一九・二一メートル + | 二〇〇九・ | 九メートル + 五八七二四・九五メートル + | 二〇〇六・〇九メートル

+ 五八七五一・二九メートル

+ | |九九二・九五メートル + 五八七三五・六五メートル + | 一九九〇・一〇メートル + 五八七一八・九二メートル + | |九七五・四六メートル + 五八七〇一・六三メートル + | | 九五八・| 六メートル + 五八六八五・四九メートル

て得た次の左一五五(三の点から左一五五の国土交通省告示(平成十四年告示第九号)小班で、測量法(昭和二十四年法律第百八十十和田市大字奥瀬字尻辺山国有林七一林班		平成十八年五月十日		第二項の規定により告示する。	和田市長から十和田市の字の区域	地方自治法(昭和二十二年法律	青森県告示第四百九号			左一〇七 一 点		左一〇七 二 点		左一〇七 三 点		左10七 四 点		左10七 五 点		左10七 六 点		左10七 七 点		左10七 八 点		左10七 九 点	
左 宗 律 林七一共					を次の一	第六十二		}	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標																
得た次の左一五五(三の点から左一五五)二の点までの点を順次連結する線及び左(国土交通省告示(平成十四年告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用い班で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定によ十和田市大字奥瀬字尻辺山国有林七一林班い「小班及び字惣辺山国有林五二林班は	青森県知事 三 村 申 吾				101	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、十		***************************************	+ 七八二一・三二メートル	+ 五五八二九・四三メートル	+ 七八三二・六六メートル	+ 五五八四一・七六メートル	+ 七八三七・六七メートル	+ 五五八五〇・七九メートル	+ 七八四九・八八メートル	+ 五五八五二・六〇メートル	+ 七八七六・六四メートル	+ 五五八六五・一九メートル	+ 七八八八・七九メートル	+ 五五八八四・〇四メートル	+ 七八九〇・三九メートル	+ 五五九〇三・五六メートル	+ 七九一五・三三メートル	+ 五五九〇九・四四メートル	+ 七九五七・六二メートル	+ 五五九三三・九四メートル	+ 七九六四・二九メートル
左 左 左 左 五 五 五 五	ī ī)	[∞]	(惣辺山国有林五二林班は小班)		左一四九		旧左一五〇		旧左一五一		旧左一五二		旧左一五三		旧左一五四		旧左一五五		旧左一五五		旧左一五五		旧左一五五		左二五五三	(尻辺山国有林七一林班いっ	一五五 三の点と左一五五
点 点 点		点 ^	班)	V	点 >	V	点 >	V	点~	V	点~	V	点~	V	点~	V	点	V	点~	V	点~	V	点~	V	点 ^	小班)	<u>ー</u> の上
X Y X Y > 座 座 座 座 座 標 標 標 標	Y M M M M M M M M M M M M M M M M M M M	X 座 標		Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座標		二の点を結ぶ

+ | | 九五五・ | 四メートル + 五八六八〇・四〇メートル + - - 九四九・〇八メートル + 五八六七二・五九メートル + | |九四六・四〇メートル + 五八六六五・八七メートル + | |九四四・五|メートル + 五八六四六・七一メートル + | |九四四・二九メートル + 五八六二九・二七メートル + | | 九四六・七五メートル + 五八五九二・三四メートル | 一五五 三の点と左一五五 二の点を結ぶ線で囲まれる区域を字奥入瀬に編入する。

青森県告示第四百十号

左一五三 点 X 座標 + 五八六八五・二八メートル + | 二〇〇四・〇三メートル

左一五四

点

Y座標 + | 一九九九・三六メートル

X 座標 Y 座標 + 一一九九三・九八メートル +五八六七七・三〇メートル

小班)

(尻辺山国有林七一林班い

左一五五

X 座標

点

+五八六七二・八〇メートル

X座標 Y座標 + 五八六四八・二四メートル + | |九八七・九二メートル

Y 座標 + - - 九六八・七七メートル

X 座標 + 五八六二八・七九メートル

左一五五 二

点

左一五五

点

Y 座標 + | | 九五六・ | 二メートル

平成十八年五月十日

(昭和二十五年三月青森県条例第十号) 第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年青森県商品流通調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例

青森県知事 Ξ 村 申

吾

調査目的

都道府県間における商品流通状況を明らかにし、県が作成する「平成十七年青森

県産業連関表」の基礎資料を得ることを目的とする。

調査事項

平成十七年 (暦年) の年間実績について、次の事項を調査する。

び製品在庫の増減 製造品の受入額、 生産額、 自工場消費額、 国内向け出荷額、 輸出向け出荷額及

製造品の最終消費地域別出荷内訳

調査範囲

十八事業所

調査の対象となる事業所を除き、生産品目別に出荷額の大きい順に抽出した五百二 県内の製造業に係る事業所の中から、経済産業省が実施する平成十七年商品流通

> 兀 調査期日

調査は、平成十八年六月一日から同月三十日までの間において行う。

五 調査方法

式とする。

調査票を直接対象事業所に郵送し、 自計申告された調査票を回収する郵送自計方

青森県告示第四百十一号

第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第一項の規定により、 同法

より告示する。 で、結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百四十二号) 第二条の五第一項の規定に

平成十八年五月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

テルス石渡薬局 アイン薬局八戸店 名 称 弘前市大字石渡三丁目一三の三二 八戸市大字田向字間ノ田六四 所 在 地 平成二个 垂 指定年月日 一个 野岩

青森県告示第四百十二号

青森県県営林請負取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年五月十日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

青森県県営林請負取扱規程の一部を改正する規程

を次のように改正する。 青森県県営林請負取扱規程 (昭和三十九年六月青森県告示第五百四十六号) の 部

ソナ」に改める。 第一号様式の第三十一条第三項及び第五項中「弁3.6パーはソナ」を「弁3.4パーは

青森県告示第四百十三号 この規程は、

附

則

告示の日から施行する。

青森県県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年五月十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

号)の一部を次のように改正する。 青森県県営林の立木及び素材売払規程(昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六

第二号様式の第九条中「弁3.6パー付ソナ」を「弁3.4パー付ソナ」に改める。 則

この規程は、告示の日から施行する。

公

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

平成十八年五月十日

申請のあった年月日

平成十八年四月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

_ 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エーデルの里

Ξ 代表者の氏名

蛯名

喜代春

主たる事務所の所在地

兀

上北郡野辺地町字石神裏六の二

五 定款に記載された目的 この法人は、県内の高齢者、障害者に対して、居宅介護支援に関する事業、

目的とする。 生活援助事業を行うことによって、高齢者、障害者等の福祉の増進に寄与する事を

地域

毒物劇物取扱者試験の施行

行規則 (昭和二十六年厚生省令第四号) 第八条の規定により公告する。 平成十八年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施

平成十八年五月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

試験の期日及び場所 (筆記試験、実地試験共に)

期日

場所

平成十八年八月二十三日 (水)

青森市大字浜館字間瀬五八の一

2

青森県立保健大学

= 受験願書受付期間

場合は、書類が完備されているものに限り、 効とする。 平成十八年六月二十三日 (金) から同月三十日 (金) まで。ただし、郵送による 六月三十日までの消印のあるものは有

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

兀 その他 受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室及び各健康福祉こ

〇 七 る どもセンター 保健部並びに青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付す 試験について不明な点は、 七三四 九二八九) に問い合わせること。 青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ(電話

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

るූ 項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、 青森県福祉のまちづくり条例 (平成十年十月青森県条例第四十六号) 第十三条第二 同条第三項の規定により公表す

平成十八年五月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

公共的施設の名称適合証交付に係る ンター クリニックはちのヘハートセ の一八戸市大字田向字間ノ田六五 所 在 地 医療施設 種 類 平成一个 交付年月日 严心

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

弘前市安原第二土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規 定により次のとおり公告する。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定により、

平成十八年五月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

組合の名称

弘前市安原第二土地区画整理組合

事業施行期間

平成十一年八月十六日から平成十九年三月三十一日まで

Ξ 施行地区

貝 弘前市大字大清水字上広野、同大字字下広野、大字広野二丁目、大字大清水四丁 大字安原三丁目及び大字清水森字村元の各一部

兀 事務所の所在地

弘前市大字大清水四丁目九の五

五 設立認可の年月日

平成十一年八月十六日

変更認可の年月日

六

平成十八年四月二十四日

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

定価小口一枚二付十五円一銭